

# 特定健康診査受診券の使い方と留意事項

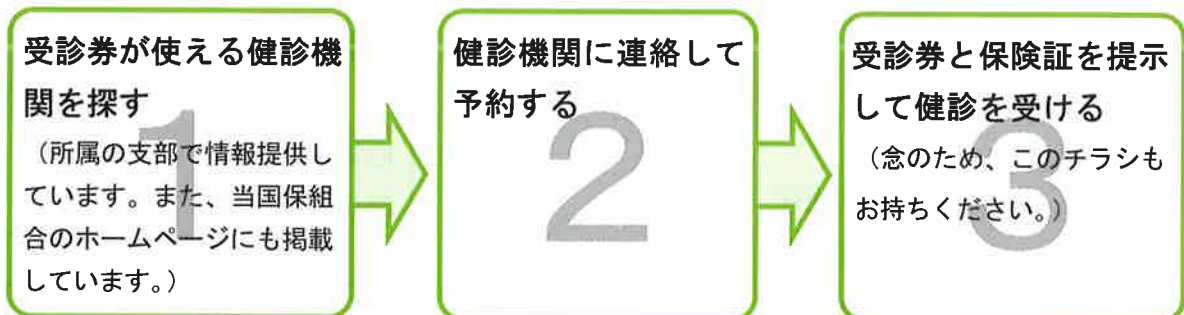
## 1 特定健康診査(略称：特定健診)とは

- ① 特定健診は、40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度であり、平成20年4月から始まりました。
- ② 具体的には、腹囲、BMI、血糖、中性脂肪、HDLコレステロール、血圧、喫煙習慣の有無などの値によってメタボリックシンドロームの危険度を判定し、生活習慣の見直しが必要なクラスの方々には、保健師等が改善のサポート（特定保健指導）をするものです。
- ③ 特定健診と特定保健指導は、保険者毎に実施目標が定められています。受ける方が少ないと、国に納める後期高齢者医療制度への支援金が増額されます。支援金の増額は、組合員の方々に納めていただく保険料のアップにつながります。

## 2 費用負担

ありません。当国保組合が健診にかかる費用を負担します。

## 3 受診券の使い方



## 4 留意事項

### 集団健診を受けた方は使用できません

受診券は、都合により集団健診を受けることができない方に交付します。よって、既に集団健診を受けた方や、予約をされている方は使用できません。

### 受診券には有効期限があります

受診券の有効期限は券面に記載されています。有効期限までに健診を受けてください。

### 資格を喪失した場合は使用できません

受診券は、有効期限内であっても当国保組合の資格を喪失した場合は使用できません。資格を喪失しているのに受診券を使った場合、あとで健診にかかった費用を返還していただきます。

### 保健師や管理栄養士等が生活習慣の改善サポートをします

特定健診の結果、生活習慣の見直しが必要と判定された方には、保健師等が改善をサポートする特定保健指導を受けていただきます。なお、費用負担はありません。

## 5 当国保組合の特定健診の実施形態

### ① 受診券方式

ご自身で受診券が使える健診機関を探して予約し、受診券と保険証を提示して受診する方式ですが、当国保組合は次の②を推奨しています。その理由は、受診券方式は集団健診方式と比べて健診項目が少ないためです。

なお、健診項目は、次の6の「受診券による特定健診の項目」を参照してください。

### ② 集団健診方式

当国保組合が推奨している方式です。受診券方式よりも健診項目が充実しています。都合により集団健診を受けることが出来なかった場合には、受診券を交付します。

なお、福島県、鳥取県の支部に所属する方は、集団健診を実施する環境が整っていないため、受診券方式だけの運用になっています。

## 6 受診券による特定健診の項目

### ① 基本的な健診項目

問診	服薬・喫煙習慣などの調査 自覚症状及び他覚症状の検査
身体計測	身長
	体重
	腹囲
	BMI
血圧	収縮期血圧
	拡張期血圧
血中脂質検査	中性脂肪
	HDL-コレステロール
	LDL-コレステロール
肝機能検査	GOT
	GPT
	γ-GTP
血糖検査 (いずれか)	空腹時血糖
	ヘモグロビンA1c
尿検査	糖
	たんぱく

### ② 詳細な健診項目（一定の基準のもと医師が必要と判断した場合のみ）

貧血検査	赤血球数
	血色素量
	ヘマトクリット値
心電図検査	
眼底検査	

年に一度は  
特定健診を  
受診しましょう！



お問い合わせ先

所属する支部又は本部

フリーダイヤル ☎ 0120-76-1703

健診結果は、国が定めたルールに基づき、健診機関から当国保組合に送付されることになっています。健診結果は、当国保組合が厳重に管理します。

建設連合国民健康保険組合

<http://www.kensetsurengou-kokuho.com>